

用地調査等共通仕様書新旧対照表

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) ~ (37) (略)</p> <p><u>(38)「土地改良補償要綱」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱」</u></p> <p><u>(昭和38年3月23日付け38農地第251号(設)農林省農地局長通知)をいう。</u></p> <p><u>(39)「運用方針」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方</u></p> <p><u>針」(昭和46年1月11日付け45農地D第994号(設)農林省農地局長通知)をいう。</u></p> <p><u>(40)・(41) (略)</u></p> <p>(条項移動)</p> <p>(条項移動)</p> <p>(新設)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) ~ (37) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(38)・(39) (略)</p> <p>(40)「土地改良補償要綱」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱」</p> <p>(昭和38年3月23日付け38農地第251号(設)農林省農地局長通知)をいう。</p> <p>(41)「運用方針」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方</p> <p>針」(昭和46年1月11日付け45農地D第994号(設)農林省農地局長通知)をいう。</p> <p>(42)「立竹木要領」とは、中央用地対策連絡協議会(以下「中央用対」という。)が定める立竹木調査算定要領(案)をいう。</p> <p>この場合において、立竹木要領第1条中「公共用地の取得に伴う損失補償基準細</p> <p>則(以下「基準細則」という。)第5及び第22」とあるのは「運用方針第5及び</p>

(新設)	<p>第23」と、第8条中「細則第22第2項」とあるのは「運用方針第23条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(43)「改葬等要領」とは、中央用対が定める改葬の補償及び祭し料調査算定要領(案)をいう。</p> <p>この場合において、改葬等要領第1条及び第7条中「基準細則第19」とあるのは「運用方針第20」と、第1条中「基準細則第20」とあるのは「運用方針第21」と読み替えるものとする。</p>
(新設)	<p>(44)「土地利用履歴要領」とは、中央用対が定める土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領(案)をいう。</p> <p>この場合において、土地利用履歴要領第8条中「事務所長」とあるのは「事業所の長」と読み替えるものとする。</p>
(新設)	<p>(45)「建物要領」とは、中央用対が定める建物移転料算定要領(案)をいう。</p> <p>この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と、「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p>
(新設)	<p>(46)「機械設備要領」とは、中央用対が定める機械設備調査算定要領(案)をいう。</p> <p>この場合において、機械設備要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p>

(新設)	<p>(47)「附帯工作物要領」とは、中央用対が定める附帯工作物調査算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、附帯工作物要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p>
(新設)	<p>(48)「石綿要領」とは、中央用対が定める石綿調査算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、石綿要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p>
(新設)	<p>(49)「動産要領」とは、中央用対が定める動産移転料調査算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、動産要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p>
(新設)	<p>(50)「地盤変動要領」とは、中央用対が定める地盤変動影響調査算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、地盤変動要領第1条中「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和61年5月2日付け中央用対発第4号）」とあるのは「国営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年7月1日付け61構改D第625号構造改善局長）と、第27条中「公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）第37条」とあるのは「土地改良補償要綱第35条（移転雑費）」と読み替えるものとする。</p>

<p>(用地調査等業務の施行の原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(用地調査等業務の区分)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 立竹木等は、「別記1」建物等区分表の表3により庭木等、用材林<u>立木</u>、薪炭林<u>立木</u>、収穫樹、竹林、苗木(植木畑)、立毛(農作物)及びその他の立木に区分する。</p> <p>第5条~第11条 (略)</p> <p>(<u>業務</u>計画書)</p> <p>第11条の2 受注者は、契約締結後14日以内に<u>業務</u>計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>業務</u>計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(業務実績データの作成及び登録)</p> <p>第13条 受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、<u>監督職員に提出しなければならない。</u>ま</p>	<p>(用地調査等業務の施行の原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(用地調査等業務の区分)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 立竹木等は、「別記1」建物等区分表の表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木(植木畑)、立毛(農作物)及びその他の立木に区分する。</p> <p>第5条~第11条 (略)</p> <p>(<u>作業</u>計画書)</p> <p>第11条の2 受注者は、契約締結後14日以内に<u>作業</u>計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>作業</u>計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(業務実績データの作成及び登録)</p> <p>第13条 受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGRIS上</u></p>
--	--

ら、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を監督職員に提出しなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を監督職員に提出する。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を監督職員に提出する。

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を監督職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行う。

(再委託)

第 29 条 (略)

2～4 (略)

(新設)

において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内。

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とし、訂正時の登録は適宜行う。

(再委託)

第 29 条 (略)

2～4 (略)

5 受注者は、初回打合せ時に契約書第 7 条第 1 項から第 3 項に規定する再委託 (予定を含む) の有無について、発注者に説明するものとし、受注者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。

また、受注者は、契約書第 7 条第 3 項により再委託に付する場合には、作業計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。

第30条～第40条 (略)

第2章 (略)

第1節 (略)

第41条～第47条 (略)

第2節 (略)

(建物等の計測)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

(1) 根本周囲、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

(2) 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

5 芝、地被類、草花、立毛（農作物）等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

第49条～第52条 (略)

第3章 (略)

第30条～第40条 (略)

第2章 (略)

第1節 (略)

第41条～第47条 (略)

第2節 (略)

(建物等の計測)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 立竹木の計測単位は、立竹木要領によるものとする。

(削る)

(削る)

5 立毛（農作物）等が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

第49条～第52条 (略)

第3章 (略)

第1節 (略)

第53条～第57条 (略)

(墓地管理者等の調査)

第58条 受注者は、調査区域内に墓地、墳墓が存するときは、次の各号について、「別記5」の「墳墓等調査要領」に掲げる事項を調査し、その結果を墓地管理者等調査表(様式第12号の1及び様式第12号の2)に記入しなければならない。

(1) 墓地の所有者及び管理者(以下「墓地管理者」という。)の調査

土地の登記記録の調査及び市区町村職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの
聞取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲
げる事項を調査する。

① 名称

② 事務所の所在地

③ 包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別

④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

⑤ 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項

⑥ 永代使用料(入壇志納金)に関する事項

⑦ その他必要と認める事項

第1節 (略)

第53条～第57条 (略)

(墓地管理者等の調査)

第58条 受注者は、調査区域内に墓地、墳墓が存するときは、墓地の所有者及び管理者
等について、改葬等要領により調査しなければならない。

(削る)

<p><u>(2) 墓地使用（祭祀）者の調査</u></p> <p><u>① 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴取する。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。</u></p> <p><u>② それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>(3) 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査</u></p> <p><u>前2号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取する。</u></p> <p><u>① 法名（戒名）</u></p> <p><u>② 俗名、性別及び享年</u></p> <p><u>③ 死亡年月日</u></p> <p><u>④ 火葬、土葬の区分</u></p> <p><u>⑤ 墓地使用者単位の霊数</u></p> <p><u>⑥ その他必要と認める事項</u></p>	<p>(削る)</p>

<p>(土地利用履歴等の調査)</p> <p>第 59 条 土地利用履歴等の調査とは、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するための業務であり、<u>土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領(平成 27 年 3 月 31 日付け 26 農振第 2274 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「土地利用履歴等調査要領」という。)</u>により行うものとする。</p> <p>第 2 節 (略)</p> <p>第 60 条 (略)</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第 61 条 第 55 条から第 <u>58</u> 条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第 9 号の 1、第 9 号の 2)、建物の登記記録調査表(様式第 10 号の 1、第 10 号の 2)、権利者調査表(様式第 11 号の 1、第 11 号の 2)、<u>墓地管理者調査表(様式第 12 号の 1)</u>及び<u>墓地使用(祭祀)者調査表(様式第 12 号の 2)</u>に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 土地利用履歴等の調査表は、第 59 条の結果を基に土地利用履歴等<u>調査要領</u>により作成するものとする。</p>	<p>(土地利用履歴等の調査)</p> <p>第 59 条 土地利用履歴等の調査とは、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するための業務であり、<u>土地利用履歴要領</u>により行うものとする。</p> <p>第 2 節 (略)</p> <p>第 60 条 (略)</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第 61 条 第 55 条から第 <u>57</u> 条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第 9 号の 1、第 9 号の 2)、建物の登記記録調査表(様式第 10 号の 1、第 10 号の 2)及び権利者調査表(様式第 11 号の 1、第 11 号の 2)に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 墓地管理者等の調査表は、第 48 条の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。</u></p> <p>4 土地利用履歴等の調査表は、第 59 条の結果を基に<u>土地利用履歴要領</u>により作成するものとする。</p>
--	--

第4章 (略)

第1節 (略)

(公共用地境界の打合せ)

第62条 受注者は、調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条の規定に基づき、国土交通省若しくは農林水産省の所管**部局長**が管理する国有財産が存するとき又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、国土交通省若しくは農林水産省の所管**部局長**又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第63条 (略)

2 **部局長**又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 前条の打合せの結果、第60条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、**部局長**又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第67条第2項に準じた同意を得るものとする。

第64条～第81条 (略)

第4章 (略)

第1節 (略)

(公共用地境界の打合せ)

第62条 受注者は、調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条の規定に基づき、国土交通省若しくは農林水産省の所管**部局等の長**が管理する国有財産が存するとき又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、国土交通省若しくは農林水産省の所管**部局等の長**又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第63条 (略)

2 部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 前条の打合せの結果、第60条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、**部局等の長**又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第67条第2項に準じた同意を得るものとする。

第64条～第81条 (略)

<p>(木造建物)</p> <p>第 82 条 木造建物〔I〕の調査は、<u>別に定める建物移転料算定要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農振第 2406 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「建物要領」という。）別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）</u>に準じて行うものとする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第 83 条～第 84 条（略）</p> <p>(機械設備)</p> <p>第 85 条 機械設備の調査は、<u>別に定める機械設備調査算定要領（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 農振第 2272 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「機械設備要領」という。）</u>に準じて行うものとする。</p> <p>なお、現地調査等を行うに当たっては、事前に監督職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>第 86 条（略）</p> <p>(附帯工作物)</p> <p>第 87 条 附帯工作物の調査は、<u>別に定める附帯工作物調査算定要領（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 農振第 2273 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）</u>に準じて行うものとする。</p>	<p>(木造建物)</p> <p>第 82 条 木造建物〔I〕の調査は、<u>建物要領別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）</u>に準じて行うものとする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第 83 条～第 84 条（略）</p> <p>(機械設備)</p> <p>第 85 条 機械設備の調査は、<u>機械設備要領</u>に準じて行うものとする。</p> <p>なお、現地調査等を行うに当たっては、事前に監督職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>第 86 条（略）</p> <p>(附帯工作物)</p> <p>第 87 条 附帯工作物の調査は、<u>附帯工作物要領</u>に準じて行うものとする。</p>
---	--

第88条 (略)

(墳墓)

第89条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

(1) 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行う。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。

(2) 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類

(3) 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類

(4) 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。

(5) 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量

(6) その他補償額の算定に必要と認められる事項

(7) 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影

(立竹木等)

第90条 立竹木等の調査は、「別記1」表3の区分ごとに各地区用地対策連絡協議会等が定める調査要領等及び次の各号により行うものとする。

第88条 (略)

(墳墓)

第89条 墳墓の調査は、改葬等要領により行うものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(立竹木等)

第90条 立竹木等の調査は、次の各号により行うものとする。

(1) 庭木等（観賞樹、効用樹及び風致木等）の調査

① 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であって同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付す。

② 立木については、樹種名、根本周囲、幹周、胸高直径、枝幅、樹高、管理の状況（表1の判定基準による区分）等を調査する。

表1 管理状況の判定基準

<u>判定基準</u>	<u>区分</u>
<u>年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの</u>	<u>良い</u>
<u>年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの</u>	<u>やや良い</u>
<u>上記以外のもの</u>	<u>普通</u>

③ 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置を①の図面に表示するとともに番号を付す。

④ 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。

(2) 用材林立木の調査

① 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林齢(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、調査対象の土地1ヘクタール当たりの植栽本数、管理

(1) 立竹木の調査は、立竹木要領による。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

の状況（表2の判定基準による区分）等を調査する。

表2 用材林の管理状況の判定基準

<u>判 定 基 準</u>	<u>区 分</u>
<u>管理（間伐等）を施しており適正な立木密度が確定されている山林</u>	<u>適 正</u>
<u>概ね10年以上、管理（間伐等）を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林（下刈り、枝打ち等が充分に行われていない状況、且つ1ヘクタール当たりの植栽本数が2齢級以前の適正本数よりも上回っている状況）</u>	<u>未 管 理</u>

② 監督職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。

ア 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

イ アで定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令（又は植林年次）

<p><u>を調査する。なお、アで定めた区域が5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行う。</u></p>	
<p><u>(3) 薪炭林立木の調査</u></p> <p><u>前号用材林立木の調査に準じて行う。</u></p>	(削る)
<p><u>(4) 収穫樹の調査</u></p> <p><u>樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡（又は植付年次）、管理の状況等を調査する。</u></p> <p><u>また、樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第87条の例により調査する。</u></p>	(削る)
<p><u>(5) 竹林の調査</u></p> <p><u>① 権利者ごとに竹林として取り扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。</u></p> <p><u>② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径（筍を目的とするものを除く。）並びに筍の収穫を目的とするものにあつては、その管理の状況等を調査する。</u></p>	(削る)
<p><u>(6) 苗木（植木畑）の調査</u></p> <p><u>権利者ごとに苗木（植木畑）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齡（育生年数）及び管理の状況を調査する。この場合に</u></p>	(削る)

において、同樹種同寸法のものが大規模に植栽されている場合には、第2号②の標準地調査の例により行うことができる。

(7) その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により第1号から第6号の調査に準じて行う。

(8) 立毛（農作物）

権利者ごとに水稻、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物（以下「農作物」という。）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を調査する。

(9) 権利者の画地ごとの代表的な立竹木等（標準地調査の場合は、標準地の立竹木等の

概要が把握できるもの）の写真の撮影を行う。

（石綿）

第91条 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、別に定める「石綿調査算定要領」

（平成27年 3月31日付け26農振第2275号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。

以下「石綿要領」という。）に準じて行うものとする。

第2節 （略）

（建物等の配置図の作成）

第92条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

（削る）

(2) 立毛（農作物）は、権利者ごとに水稻、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物（以下「農作物」という。）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を調査する。

（削る）

（石綿）

第91条 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、石綿要領に準じて行うものとする。

第2節 （略）

（建物等の配置図の作成）

第92条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

(1) ~ (2) (略)

(3) 用紙は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A 列 3 番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本工業規格 A 列 2 番によることができる（以下この節において同じ。）。

(4) ~ (7) (略)

第 93 条～第 99 条 (略)

(庭園)

第 100 条 庭園の調査書は、第 88 条の調査結果を基に工作物調査表（様式第 16 号）及び立竹木調査表（様式第 17 号の 1）を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第 101 条 墳墓の図面及び調査書は、第 89 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

(1) 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。

(2) 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。

(3) 土地の取得等の予定線を記入する。

(1) ~ (2) (略)

(3) 用紙は、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 3 番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格 A 列 2 番によることができる（以下この節において同じ。）。

(4) ~ (7) (略)

第 93 条～第 99 条 (略)

(庭園)

第 100 条 庭園の調査書は、第 88 条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第 101 条 墳墓の図面及び調査書は、第 89 条の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。

(削る)

<p><u>3 調査書は、墳墓調査表（様式第 18 号）、工作物調査表（様式第 16 号）及び立竹木調査表（様式第 17 号の 1）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。</u></p> <p>（立竹木等）</p> <p>第 102 条 立竹木等の図面及び調査書は、第 90 条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p><u>2 第 90 条第 5 号又は第 2 号、第 3 号、第 6 号及び第 7 号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>（1）標準地の位置及び面積</u></p> <p><u>（2）標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積</u></p> <p><u>3 調査書は、立竹木調査表（様式第 17 号の 1）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。ただし、用材林及び薪炭林については、用材林調査表（様式第 17 号の 2）を、立毛は「立毛調査表」（様式第 17 号の 3）を用いて作成するものとする。</u></p> <p>第 103 条 （略）</p> <p>第 3 節 （略）</p> <p>（移転先の検討）</p>	<p>（削る）</p> <p>（立竹木等）</p> <p>第 102 条 立竹木等の図面及び調査書は、第 90 条の調査結果を基に<u>立竹木要領により</u>作成するものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>2 立毛の調査書は「<u>立毛調査表</u>」（<u>様式第 17 号の 3</u>）を用いて作成するものとする。</p> <p>第 103 条 （略）</p> <p>第 3 節 （略）</p> <p>（移転先の検討）</p>
--	---

第104条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合 (第9章移転工法の検討に該当するものを除く。) には、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからエまでの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3～4 (略)

第104条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの(以下「大規模工場等」という。) 以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからエまでの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。

一 移転想定配置図(縮尺100分の1～500分の1程度)

二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料(検討概要書)

2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。

また、概算額の積算に必要となる、平面図及び立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3～4 (略)

<p>第105条～第108条（略）</p> <p>（照応建物の詳細設計）</p> <p>第109条 第104条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（1）照応建物についての計画概要表（様式第19号の1、第19号の2）</p> <p>（2）面積比較表（様式第19号の3）</p> <p>第110条～第113条（略）</p> <p>（墳墓）</p> <p>第114条 墳墓の補償額の算定は、第101条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し行うものとする。</p> <p>第115条（略）</p> <p>第7章（略）</p> <p>第1節（略）</p>	<p>第105条～第108条（略）</p> <p>（照応建物の詳細設計）</p> <p>第109条 <u>第104条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第104条第1項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は</u>第104条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。</p> <p>（1）照応建物についての計画概要表（様式第19号の1、第19号の2）</p> <p>（2）面積比較表（様式第19号の3）</p> <p>第110条～第113条（略）</p> <p>（墳墓）</p> <p>第114条 墳墓の補償額の算定は、第101条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討した上で、<u>改葬等要領により</u>行うものとする。</p> <p>第115条（略）</p> <p>第7章（略）</p> <p>第1節（略）</p>
--	--

<p>第116条～第118条（略）</p> <p>（動産に関する調査）</p> <p>第119条 動産に関する調査は、<u>世帯ごとに次の各号に掲げる事項について</u>行うものとする。</p> <p><u>（1）動産の所在地</u></p> <p><u>（2）所有者の氏名等及び住所等（建物番号及び室番号）</u></p> <p><u>（3）住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。</u></p> <p><u>（4）一般動産については、品目、形状、寸法、重量及び数量又は体積</u></p> <p><u>（5）その他必要と認める事項</u></p> <p>第2節（略）</p> <p>（調査書の作成）</p> <p>第120条 <u>前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に</u>所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p><u>（1）営業調査表（様式第20号の1、第20号の2、第20号の3及び第20号の4）</u></p> <p><u>（2）居住者等調査表（様式第21号）</u></p>	<p>第116条～第118条（略）</p> <p>（動産に関する調査）</p> <p>第119条 動産に関する調査は、<u>動産要領により</u>行うものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>第2節（略）</p> <p>（調査書の作成）</p> <p>第120条 <u>営業に関する調査書は、第117条の調査結果を基に営業調査表（様式第20号の1、第20号の2、第20号の3及び第20号の4）に</u>所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>
--	---

<p><u>(3) 動産調査表 (様式第 22 号)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 3 節 (略)</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第 121 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 動産移転料の算定は、前条で作成した<u>調査書</u>を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p>第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 (略)</p> <p>第 1 節 調査</p> <p>(予備調査)</p> <p>第 125 条 予備調査とは、<u>工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等で大規模なもの (以下「工場等」という。)</u>の敷地 (<u>土地</u>) の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内 (<u>残地</u>) に</p>	<p>(削る)</p> <p><u>2 居住者等に関する調査書は、第 118 条の調査結果を基に居住者調査表 (様式第 21 号) に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</u></p> <p><u>3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。</u></p> <p>第 3 節 (略)</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第 121 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 動産移転料の算定は、前条<u>第 3 項</u>で作成した<u>資料</u>を基に<u>動産要領により</u>行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p>第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 (略)</p> <p>第 1 節 調査</p> <p>(予備調査)</p> <p>第 125 条 予備調査とは、<u>大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるときに、第 6 章建物等の調査に先立ち、企業内容等及び敷地使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定</u></p>
--	--

において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該工場等の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略を把握するために行う調査をいう。

（企業内容等の調査）

第 126 条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 名称、所在地及び代表者名
- (2) (略)
- (3) 所有者又は占有者の組織
- (4) 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- (5) 財務状況
- (6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- (8) (略)

（敷地使用実態の調査）

第 127 条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

される建物等の概算補償額の算定を行うことにより、建物等の移転が与える影響の範囲並びに土地改良補償要綱第 26 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

（企業内容等の調査）

第 126 条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) (略)
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) (略)

（敷地使用実態の調査）

第 127 条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 敷地内の使用状況等

① (略)

② 駐車場の位置及び収容可能台数

③ (略)

④ (略)

(5) 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係

(6) (略)

(7) (略)

(建物調査)

第128条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第82条から第84条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

る。

(1) ～ (3) (略)

(4) 敷地内の使用状況等

① 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び付帯工作物のうち特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等

② 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査

③ (略)

④ (略)

(5) 前条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)と建物等の配置との関係

(6) (略)

(7) (略)

(建物調査)

第128条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第82条から第84条に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(機械設備等調査)</p> <p>第 129 条 予備調査に係る<u>機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 写真の撮影は、<u>主たる</u>機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。</p> <p>第 2 節 (略)</p> <p>第 130 条 (略)</p> <p>(配置図)</p> <p>第 131 条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 127 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただ</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(機械設備等調査)</p> <p>第 129 条 予備調査に係る<u>機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第 126 条及び第 127 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第 85 条から第 87 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概算調査及び概算補償額の算定を行うものとする。</u></p> <p><u>2</u> 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p><u>3</u> 写真の撮影は、機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。</p> <p>第 2 節 (略)</p> <p>第 130 条 (略)</p> <p>(配置図)</p> <p>第 131 条 予備調査に係る<u>大規模</u>工場等の配置図は、当該<u>大規模</u>工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 127 条の調査結果を基に次の各号により作成するもの</p>
--	--

<p>し、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</p> <p>(1) 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(建物、機械設備等の図面作成)</p> <p>第132条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。</p> <p>(移転計画案の作成)</p> <p>第133条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第126条から第129条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1) 製品等の製造、<u>加工又は販売等の工程</u>の変更計画</p> <p>(2) 建物、機械設備等の移転計画</p>	<p>とする。ただし、当該<u>大規模</u>工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</p> <p>(1) 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備<u>及び附帯工作物</u>、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(建物、機械設備等の図面作成)</p> <p>第132条 予備調査に係る<u>大規模</u>工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。</p> <p>(移転計画案の作成)</p> <p>第133条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第126条から第129条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1) <u>製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)</u>の変更計画</p> <p>(2) 建物 (<u>残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。</u>)、機械設備等の移転計画</p>
---	---

<p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は<u>前条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算</u>するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>(補償概算額の算定)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>(移転工法案の検討)</p> <p>第135条 移転工法案の検討とは、<u>工場等で当該敷地(土地)の一部が取得等の対象となる場合において、当該工場等の企業内容及び敷地使用実態などを調査した上で、現状の機能を構内(残地)において回復させる敷地内工法の移転工法案の作成を行う</u>ことをいう。</p> <p>(企業内容等の調査)</p>	<p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は<u>概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成</u>するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>(補償概算額の算定)</p> <p>第134条 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>(移転工法案の検討)</p> <p>第135条 移転工法案の検討とは、<u>大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、土地改良補償基準要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討する</u>ことをいう。</p> <p>(企業内容等の調査)</p>
---	---

第 136 条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 130 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- (1) 名称、所在地及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- (3) 所有者又は占有者の組織

(4) 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係

(5) 財務状況

(6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）

(7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）

(8) (略)

(敷地使用実態の調査)

第 137 条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 127 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1) ～ (3) (略)

第 136 条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 130 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

(1) 所在地、名称及び代表者名

(2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目

(3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係

(4) 財務状況

(5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）

(6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

(7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容

(8) (略)

(敷地使用実態の調査)

第 137 条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要な事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 127 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 敷地内の使用状況等

① (略)

② 駐車場の位置及び収容可能台数

③ (略)

④ (略)

(5) 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係

(新設)

(6) ~ (7) (略)

第2節 (略)

第138条 (略)

(新設)

(4) 敷地内の使用状況等

① (略)

② 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査

③ (略)

④ (略)

(5) 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

① 前条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)

② 第126条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)

③ 第117条第2号②の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な

品目

(6) ~ (7) (略)

第2節 (略)

第138条 (略)

(配置図)

第138条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷

地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第137条の調査結果を基に次の各号に

より作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配

置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

<p>(移転工法案の作成)</p> <p>第139条 工場等の移転工法案は、第80条から第88条まで、第90条、第136条及び第137条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1) 製品等の製造、<u>加工又は販売等の工程</u>の変更計画</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>第11章～第13章 (略)</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第152条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び</p>	<p><u>(1) 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置 (又は配置)</u></p> <p><u>(2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程</u></p> <p><u>(3) 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1とする。</u></p> <p>(移転工法案の作成)</p> <p>第139条 <u>大規模</u>工場等の移転工法案は、第80条から第88条まで、第90条、第136条及び第137条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1) <u>製品等の製造 (加工) 工程又は商品等の流れ (図式化したもの)</u> の変更計画</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>第11章～第13章 (略)</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第152条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び</p>
--	---

権利者の主張又は質疑の内容等を記録簿（様式第 25 号）に記載するものとする。

第 153 条（略）

第 14 章（略）

第 1 節（略）

（調査）

第 154 条 地盤変動影響調査とは、県営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害が生じた建物等の状況調査（以下「事後調査」という。）をいう。

2 地盤変動影響調査は、別に定める地盤変動影響調査算定要領（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 農振第 2276 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）に準じて行うものとする。

3（略）

第 155 条（略）

第 2 節（略）

（費用負担額の算定）

第 156 条 受注者は費用負担額の算定を指示された場合は、事務処理要領第 7 条（費用負担）及び同付録の規定に従って当該建物等の所有者に係る費用負担額の算定を行うものとする。

権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 25 号）に記載するものとする。

第 153 条（略）

第 14 章（略）

第 1 節（略）

（調査）

第 154 条 地盤変動影響調査とは、県営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害が生じた建物等の状況調査（以下「事後調査」という。）をいう。

2 地盤変動影響調査は、地盤変動要領により行うものとする。

3（略）

第 155 条（略）

第 2 節（略）

（費用負担額の算定）

第 156 条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動要領により行うものとする。

とする。

第15章 (略)

第157条～第160条 (略)

(記録簿の作成)

第161条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を記録簿(様式第25号)に記載するものとする。

第162条 (略)

第16章 (略)

第163条～第164条 (略)

第17章 (略)

第165条 (略)

(事業認定申請図書の作成)

第166条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。)第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等により作成することをいう。

2 前項により難い場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うもの

とする。

第15章 (略)

第157条～第160条 (略)

(記録簿の作成)

第161条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第25号)に記載するものとする。

第162条 (略)

第16章 (略)

第163条～第164条 (略)

第17章 (略)

第165条 (略)

(事業認定申請図書の作成)

第166条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。)第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類(関係機関への意見照会書類を含む。)並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第167条～第170条(略)</p>	<p><u>(1) 相談用資料作成</u></p> <p><u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)を作成するもの</u></p> <p><u>(2) 申請図書作成</u></p> <p><u>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書(案)を作成するもの</u></p>
<p>(事前)相談用資料の作成方法</p> <p>第171条 <u>事業認定申請図書の事前相談用資料</u>の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。</p>	<p>第167条～第170条(略)</p> <p>(相談用資料の作成方法)</p> <p>第171条 <u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)</u>の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載する<u>ものとし、以下の事項について作成する</u>ものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(1) 事業認定申請書(案)</u></p> <p><u>(2) 事業計画書</u></p> <p><u>(3) 関連事業に関する協議書(案)</u></p> <p><u>(4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書(案)</u></p> <p><u>(5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(事前相談用資料の提出)</u></p>	<p><u>(6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)</u></p> <p><u>(7) その他必要な書面等</u></p> <p><u>(相談用資料の添付図面の作成方法)</u></p>
<p>第 172 条 <u>受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督職員に当該資料を提出するものとする。</u></p>	<p>第 172 条 <u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第 170 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(1) 起業地表示図</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(2) 法第 4 条地表示図</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 関連事業表示図</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(4) 法第 4 条地管理者意見照会添付図</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(5) 起業地計画図等</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(6) 法令制限地表示図</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(7) 許認可等土地表示図</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(8) 参考資料として必要な図面</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(9) その他必要と認められる図面</u></p>

<p>(<u>本</u>申請図書の作成)</p> <p>第 173 条 <u>事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、監督職員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。</u></p> <p>第 174 条 (略)</p> <p>(<u>裁</u>決申請図書の作成方法)</p> <p>第 175 条 裁決申請図書は、<u>法第 40 条並びに規則第 16 条及び第 17 条に定めるところに従う</u>ほか「別記 4」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(申請図書の作成)</p> <p>第 173 条 <u>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督職員の指示により、既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。</u></p> <p>第 174 条 (略)</p> <p>(<u>裁</u>決申請図書の作成方法)</p> <p>第 175 条 裁決申請図書の作成は、<u>法第 40 条に定める書類に作成をいい、主として次の項目について行う</u>ほか「別記 4」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>(1) <u>裁決申請書(案)</u></p> <p>(2) <u>事業計画書</u></p> <p>(3) <u>法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類</u></p> <p>(4) <u>規則第 17 条第 2 号イに定める書面</u></p> <p>(5) <u>規則第 17 条第 3 号に定める書面</u></p> <p>(6) <u>法第 36 条に定める土地調書(案)</u></p> <p>(7) <u>起業地の位置を表示する図面</u></p> <p>(8) <u>起業地及び事業計画を表示する図面</u></p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第176条(略)</p> <p>(明渡裁決申立図書の作成方法)</p> <p>第177条 明渡裁決申立図書は、<u>法第47条の3並びに規則第17条の6及び第17条の7に定めるところに従う</u>ほか「別記4」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第18章～第22章(略)</p> <p>(写真台帳の作成)</p> <p>第193条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併</p>	<p><u>(9) 土地調書に添付する実測平面図</u></p> <p><u>(10) その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p>第176条(略)</p> <p>(明渡裁決申立図書の作成方法)</p> <p>第177条 明渡裁決申立図書の作成は、<u>法47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行う</u>ほか、「別記4」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p><u>(1) 明渡裁決申立書(案)</u></p> <p><u>(2) 法第47条の3第1項第1号関係書類</u></p> <p><u>(3) 規則第17条の6第1号に定める書面</u></p> <p><u>(4) 規則第17条の6第2号に定める書面</u></p> <p><u>(5) 法第36条に定める物件調書(案)</u></p> <p><u>(6) 物件調書に添付する図面</u></p> <p><u>(7) その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p>第18章～第22章(略)</p> <p>(写真台帳の作成)</p> <p>第193条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併</p>
--	---

<p>せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、<u>第119条第3号及び第4号</u>の動産の種類等が容易にわかるものとする。</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、<u>地盤変動影響調査算定要領</u>により行う。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、<u>形状、収容状況</u>等が容易にわかるものとする。</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、<u>地盤変動要領</u>により行う。</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。